

○草津市消防団の組織に関する規則

昭和41年1月12日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項および第23条第2項、草津市消防団の設置、名称および区域に関する条例（昭和40年草津市条例第46号。以下「設置条例」という。）第4条ならびに草津市消防団条例（昭和38年草津市条例第16号。以下「団条例」という。）第10条および第17条の規定に基づき、草津市消防団（以下「消防団」という。）の組織および草津市消防団員（以下「消防団員」という。）の階級その他消防団の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 設置条例第4条の規定による消防団は、消防団本部（以下「団本部」という。）および分団をもって組織し、その名称および区域は別表第1のとおりとする。

- 2 方面隊は、分団をもって組織する。
- 3 分団に班を置く。
- 4 機能別団員の所属および区域は別表第2のとおりとする。

(階級および役職)

第3条 消防団の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、および団員とし、階級ごとの役職および配置人数は、別表第3のとおりとする。

(職務)

第4条 団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督して法令、条例および規則の定める職務を遂行し市長に対してその責に任ずる。

- 2 団長は、消防団員の中から副団長、分団長、副分団長、部長および班長を任免する。
- 3 副団長は、団長を補佐し、団長の命を受けて団本部および方面隊を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 4 分団長は、上司の命を受けて所属の分団の事務を統轄し、所属の消防団員を指揮

監督する。

- 5 副分団長、部長および班長は、分団長を補佐し、分団長の命を受けて分団または班を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 6 団員（機能別団員を除く。）は、上司の命を受けて法令、条例および規則の定める職務を遂行する。
- 7 外国人支援団員は、団本部の命を受けて次の職務を遂行する。
 - (1) 避難時における情報伝達支援による安全な避難誘導
 - (2) 外国人被災者への通訳・翻訳支援
 - (3) 外国人への災害に対する啓発
 - (4) その他市長が特に必要と認める職務
- 8 災害時支援団員は、上司の命を受けて次の職務を遂行する。
 - (1) 災害時の避難支援および避難所の運営
 - (2) 災害時の基本団員の補助
 - (3) 前2号を想定した訓練の実施
 - (4) その他市長が特に必要と認める職務
(職務の代行)

第5条 団長が事故あるときは団長の定める順序に従い副団長が、団長および副団長がともに事故あるときは団長の定める順序に従い、分団長または副分団長が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職または心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、分団長、副分団長、部長および班長の任免を行うことはできない。

- 2 分団長が事故あるときは副分団長が、分団長および副分団長がともに事故あるときは分団長の定める順序に従い、部長または班長が分団長の職務を行う。
(任期)

第6条 団長、副団長、分団長、副分団長の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

- 2 前項の役員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
(宣誓)

第7条 団条例第4条により任命された消防団員は、宣誓書（別記様式第1号）に署

名しなければならない。

(災害出場)

第8条 消防車が災害現場に出動するときは、交通法規および消防法（昭和23年法律第186号）の規定に従うとともに正当な交通を維持するため、サイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は鐘または警笛のみに限られるものとする。

第9条 災害出場または引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校、劇場および公衆の出入する場所等の前を通過するときは、事故を防止するため警戒信号を用いなければならない。
- (3) 消防団員および消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は1列縦隊で安全な距離を保つて走行しなければならない。
- (5) 前行消防自動車の追越信号のある場合の外は、走行中追越してはならない。

第10条 消防団は、市長（消防長または消防署長）の許可を得ないで市の区域外の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

(消火および水防等の活動)

第11条 災害現場に到着した消防団は、設備機械器具および資材を最高度に活用して生命、身体および財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎよおよび鎮圧に努めなければならない。

第12条 消防団が災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、または留意しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は真摯に行なわなければならない。
- (3) 放水口数は最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害および水損を最小限度に止めなければならない。
- (4) 分団は相互に連絡、協調しなければならない。

第13条 災害現場において死体を発見したときは、責任者は市長（消防長または消防署長）に報告するとともに警察職員または検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第14条 放火の疑いある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに市長（消防長または消防署長）および警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は慎重に取扱うとともに公表は差控えなければならない。

（文書簿冊）

第15条 消防団には、次の文書簿冊を備え常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 給与品・貸与品台帳
- (9) 諸令達簿
- (10) 消防関係法規集綴
- (11) 雑書綴

（教養および訓練）

第16条 団長は、消防団員の教養の向上および実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

（表彰）

第17条 市長は、消防団または消防団員がその任務遂行にあたって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合消防団員については、団長が表彰を行うことができる。

第18条 前条の表彰は次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

第19条 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対し、これを授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる者または団体に対し、これを授与する。

第20条 市長は次に掲げる事項について功労があると認められる者または団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防または鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 災害現場における人命救助
- (4) 災害時における警戒防ぎよ救助に関し、消防団に対してなした協力
(訓練礼式および服制)

第21条 消防団員の訓練礼式は、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)によるものとする。

- 2 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)によるものとする。ただし、機能別団員についてはこの限りではない。
(条例第10条による休団手続)

第22条 団条例第7条第1項の規定により休団または休団の延長について団長の承認を受けようとする者は、団長に休団願兼休団延長願(別記様式第2号)を提出しなければならない。

- 2 団長は、休団願が提出されたときは、その内容を審査し、休団承認・不承認通知書(別記様式第3号)を交付するものとする。
- 3 休団中の消防団員が復帰(以下「復団」という。しようとする場合は、団長に復団願(別記様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 団長は、復団願が提出されたときは、その内容を審査し、復団承認通知書(別記様式第5号)を交付するものとする。

(災害時支援団員への異動)

第23条 基本団員が災害時支援団員への異動を希望する場合は、団条例第6条の規

定により団長の許可を受けて退職した後に災害時支援団員として入団しなければならない。この場合において退職を願い出るにあたっては、災害時支援団員への入団希望がある旨をあわせて文書をもって願い出なければならない。

- 2 団長は、前項の願い出があった場合は、消防団および分団の運営および人員体制への影響等を総合的に考慮し、退職を許可しないことができる。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 草津市消防団の設置区域及び組織に関する規則（昭和29年草津市規則第4号）は、廃止する。
- 3 平成27年12月20日から平成30年3月31日までの間に任命される役員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、2年以内で任命権者が定める期間とする。

付 則（平成13年3月30日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中草津市消防団の組織に関する規則第2条第1項および別表の改正規定は平成13年4月1日から、第2条の規定は平成13年10月1日から施行する。

付 則（平成14年4月1日規則第23号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年7月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年10月6日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月1日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年9月1日規則第42号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

付 則（平成27年12月18日規則第51号）

この規則は、平成27年12月20日から施行する。

付 則（平成28年4月1日規則第29号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月20日規則第63号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

付 則（令和4年3月29日規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月31日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（草津市消防団員の服制に関する規則）

2 草津市消防団員の服制に関する規則（昭和43年草津市規則第21号）は、廃止する。

別表第1（第2条第1項関係）

消防団の組織の名称および区域表

名称		区域
団本部		市内一円
第1方面隊	第1分団	草津学区および矢倉学区一円
	第2分団	志津学区および志津南学区一円
	第3分団	老上学区および老上西学区
	第8分団	玉川学区および南笠東学区一円
第2方面隊	第4分団	山田学区一円
	第5分団	笠縫学区および笠縫東学区一円
	第6分団	常盤学区一円
	第7分団	大路区および渋川学区一円
草津ファイアファイティング レディース分団		市内一円

別表第2（第2条第4項関係）

機能別団員の所属および区域表

名称	所属	区域
外国人支援団員	団本部	市内全域
災害時支援団員	自らの居住地を管轄する分団	所属する分団の区域

別表第3（第3条関係）

機能別団員の所属および区域表

種類		階級	役職	配置人数
基本団員		団長	消防団長	1人
		副団長	本部副団長	1人
		副団長	方面隊長	2人
		分団長	分団長	9人
		副分団長	副分団長	9人
		部長	部長	9人
		班長	班長	34人
		団員	団員	定数の範囲内
機能別団員	外国人支援団員	団員	外国人支援団員	定数の範囲内
	災害時支援団員	団員	災害時支援団員	定数の範囲内

別記様式第1号（第7条関係）

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法および法律を擁護し、法令、条例および規則を遵守し、不公平ならびに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを誓います。

年 月 日

草津市消防団

氏名

別記様式第2号（第22条第1項関係）

休団願兼休団延長願

年 月 日

草津市消防団長 宛

所 属 _____
氏 名 _____

下記の事由により、消防団の活動を休止（または休団期間の延長を）したいので願
い出ます。

記

1 休団（延長）期間 _____年 月 日から _____年 月 日まで

2 適 用 （ 転勤・育児・介護・その他 ） いずれかに○印

3 事 由

上記の者の休団について、その内容を確認しました。

草津市消防団 所属 _____

分団長 _____（署名）

別記様式第3号（第22条第2項関係）

休団承認・不承認通知書

年 月 日

宛

草津市消防団長

____年 ____月 ____日に願い出のあった休団願（休団延長願）について、下記のとおり承認（不承認と）します。

記

1 休団（延長）期間 ____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで

2 適 用 （ 転勤・育児・介護・その他 ） いずれかに○印

3 事 由（※不承認の場合にのみ記載）

別記様式第4号（第22条第3項関係）

復団願

年 月 日

草津市消防団長 宛

所 属 _____
氏 名 _____

____年 ____月 ____日から消防団の活動に復帰したいので願ひ出ます。

上記の者の休団について、その内容を確認しました。

草津市消防団 所属 _____

分団長 _____（署名）

別記様式第5号（第22条第4項関係）

復団承認通知書

年 月 日

宛

草津市消防団長

年 月 日に願い出のあった復団願について、下記のとおり承認します。

記

復団日 年 月 日